大分大学医学部における眼感染疾患に係る迅速診断検査(PCR法)受託規程

平成28年11月2日制定平成28年医学部規程第2-1号

(目的)

第1条 この規程は、大分大学医学部(以下「本学部」という。)における眼感染疾患に係る迅速 診断検査(PCR法)(以下「検査」という。)の受託に関し必要な事項を定める。

(受託基準)

第2条 検査は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がない場合に限りこれ を受託することができる。

(受託手続)

第3条 検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、所定の申込書及び検査材料を 本学部眼科学講座に提出しなければならない。

(検査料)

第4条 依頼者は、別表に規定する検査料を前納しなければならない。

(検査後の措置)

第5条 検査を担当した職員は、検査終了後、所定の検査結果報告書を依頼者に交付するものと する。

(検査材料の返還)

第6条 検査材料は、依頼者に返還しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、検査の受託に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年11月2日から施行する。別表(第4条関係)

| 検査種目 | 検査料 |
|---|---------|
| 本学部においてDNAを抽出した検体について検査を行った場合 (1部位につき) | 14,254円 |
| 本学部以外においてDNAを抽出した検体について検査を行った場合 (1部位につき) | 12,991円 |
| 定量検査を追加した場合(1項目につき) | 5, 169円 |

- 注1 2部位以上の検査を行った場合は、2部位を限度として算定する。
- 注2 上記の検査料には消費税等を含む。